

## アレマカレンダー掲載基準

(平成 22 年 6 月 3 日環境局廃棄物事業部長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例（以下「条例」）」に則り、市民の自発性を促し、市民・事業者と行政が協働によりごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるため、ボランティア団体等が実施するイベント情報等をホームページ上の「アレマカレンダー」に掲載する際の掲載基準等について定める。

### (規制団体等)

第 2 条 以下のいずれかに該当する団体等の情報は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの
- (2) 風俗営業類似のもの
- (3) 消費者金融のもの
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない団体等においても、社会問題を起こしているもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (8) 本市の市税を滞納しているもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

### (活動の要件)

第 3 条 掲載の対象となる活動は、ボランティアで行う清掃またはごみ拾いを取り入れた講座やイベント等の活動であって、以下のすべてに該当するものとする。

- (1) 仙台市内の公共用地（道路・公園等）で行うポイ捨てごみの清掃または調査活動であること
- (2) 営利活動でないこと
- (3) 広く市民が参加できる活動であること

### (掲載の基準)

第 4 条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 政治性及び宗教性のあるもの
  - エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - キ アレマカレンダーの円滑な運営に支障をきたすもの
  - ク 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
  - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - コ 社会的に不適切なもの
  - サ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現を含むもの
- イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含むもの
- ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- エ ギャンブル等を肯定するもの
- オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(掲載の申し込み)

第5条 掲載を希望する実施団体等は、別紙様式に必要事項を記入の上、団体の組織概要(様式任意)を添えて、活動の実施日より1カ月以上前に申し込む。

(責任の所在)

第6条 掲載したイベント等に関する問い合わせやトラブルの処理等は主催者が行い、仙台市は仲介等を行わない。

(情報の再利用)

第7条 掲載した情報は、「仙台市メール配信サービス」およびホームページ等に掲載することができるものとする。